

諏訪湖における底層溶存酸素量（底層DO）に係る類型指定の基礎資料等作成業務企画提案評価要領

諏訪湖における底層溶存酸素量（底層DO）に係る類型指定の基礎資料等作成業務に係る企画提案の評価は、諏訪湖における底層溶存酸素量（底層DO）に係る類型指定の基礎資料等作成業務企画提案評価会議（以下「評価会議」という。）が行う。

1 評価方法

- (1) 評価会議を開催し、「3 評価基準」に基づき、予算の範囲内で委託契約候補者を選定する。
- (2) 評価は、構成員が各評価項目を5段階の点数で評価し、構成員全員の評価点の合計が最も高い提案者を委託契約候補者として選定する。ただし、評価点の合計が満点の6割に満たない場合、委託契約候補者を選定しないものとする。
- (3) 評価の結果、評価点の合計が最も高い者が同点で2者以上いる場合、評価会議で協議し委託契約候補者と次点者を選定する。

2 評価会議

(1) 任務

評価会議は、委託契約候補者の選定に関することを審議する。

(2) 構成員

構成員は次に掲げる者とし、座長は水大気環境課長をもって充てる。

座長：水大気環境課長

座長代理：水大気環境課課長補佐等

構成員：業務等主管課若しくは業務等関係課の職員又は知見を有する者 1人
業務主管課職員以外の者 2名

(3) 会議

ア 評価会議は、座長が招集する。

イ 座長は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

ウ 座長は、簡易な事項又は急を要する場合は、会議に代えて書面等で構成員に意見を求めることができる。

3 評価基準

評価は、企画提案書の内容がプロポーザル実施公告及び仕様書で定める条件を満たしていることを前提として別表に示す観点で行う。

4 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (2) 提出書類の記載に虚偽があった場合
- (3) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 提出書類に重要な事実について記載がなかった場合

5 評価結果の通知及び公表

- (1) 評価結果は参加申込者に文書で通知する。電話等による問合せには応じない。
- (2) 原則として、参加申込者からの評価結果に対する異議の申し立ては受け付けない。
- (3) 県は、評価結果をまとめて、県ホームページへの掲載などにより公表する。

6 評価に至る過程

- (1) 公募実施公告
- (2) 参加申込書、資格要件確認書類の受付
- (3) 質問受付、回答
- (4) 企画提案書の受付
- (5) プレゼンテーションの実施、評価
- (6) 結果通知、結果公表

(別表)

委託契約候補者 評価項目

評価項目	判断基準
基本的事項	
業務理解度	業務趣旨や目的、条件等の内容を理解しているとともに、本業務への積極的な取組意欲が見られるか。
実施体制	人員配置等、本業務を円滑に進められるような体制であるか。
スケジュール	スケジュールが明確であり、確実な実施が可能な計画になっているか。
技術力	
保全対象種の観点に関する調査	保全対象種を設定する手法、保全対象種の種目別の溶存酸素量の目標値の設定は的確なものとなっているか。
水域特定の観点に関する調査	水域特定の観点から諏訪湖に関する必要な情報の収集・整理を的確に実施するものとなっているか。
専門的知識	提案内容に創意工夫が見られ、本業務の遂行に当たり高い専門性・専門技術を発揮できると認められるか。
説明の明確さ	質問に対する応答が明快かつ的確か。
経済性	業務内容に対して必要な経費が適切に見積もられ、企画提案の内容、効果等からみて適切な範囲内であるか。